

『金光明経』における病——疫病に関するアーユルヴェーダ文献との比較——

日野慧運（武蔵野大学）

4世紀頃に成立したと見られる大乘経典『金光明経』 *Suvarṇabhāsottamasūtra* には、病への言及やその対処法の記述が数多く見出される。ただし、各箇所における病の捉え方、対処法の考え方は一様ではなく、以下の三種に大別できると思われる。

その一は、宗教的・呪術的な病観というべきもので、「弁天品」（梵本第7章，T.663『金光明経』第七，T.665『金光明最勝王経』第十五）において女神サラスヴァティーが説示するところの、呪文と儀礼を伴い、多くの薬草薬品を用いた洗浴法がこれにあたる。種々の効能が述べられるが、その中に長命や病の治癒も挙げられる。

その二は、インド医学の知識に基づくもので、「除病品」（梵本第16章，T.663第十五，T.665第二十四）において説かれる三種の病素に応じた治療法、季節ごとの養生法などがこれにあたる。これらの記述にはブラフマニズム—ヒンドゥイズムにおいて整備されたアーユルヴェーダ文献との対応関係が指摘できる。漢訳『金光明最勝王経』には、アーユルヴェーダに共通する医科八術、体質の診断、死相の判断などの追記も確認できる。

その三は、非法の王が国に疫病をもたらすという考え方である。「四天王品」では、王が正法に則って統治を行えば、国土は四天王などの神々の守護するところとなり、天体や天候は正しく運行して豊穡をもたらし、国民は安楽になる。逆に王が非法の統治を行えば、神々は国土を見放し、敵国の侵略や内乱が起こり、飢饉と疫病が起こる、と説く。非法の統治が疫病をもたらすという記述は、「王法正論品」にも出る。また正法の護持（この場合は『金光明経』の受持）が国土の豊穡と国民の健康長寿をもたらすという記述は、「堅牢地神品」にも見える。

第三に挙げた王の非法と疫病を関連づける考え方は、ジャータカや増支部経典にも例が見出せる、仏教の王権観の一部である。ただし、これについてもアーユルヴェーダとの対応を指摘することができる。アーユルヴェーダの主要文献の一つである『チャラカ・サンヒター』にも、疫病の原因を住人の上首の非法の行為とする考え方が見出されるのである。

これら文献の当該箇所を詳しく見るならば、王の非法の行為が直に疫病をもたらすのではなく、王の非法が国全体の非法状態を導き、いわばその「共業」の果報として疫病が起こるという文脈を看取できる。そして、『金光明経』においても「王法正論品」はこの文脈を踏襲している。

「四天王品」は、おそらくは共業の観念を踏まえつつこれを省略し、正法の実践として『金光明経』の護持を、また業の報いとして神々の加護を説いている、と見ることができる。こうした教説が成立した背景には、インド社会における王権の強化、ヒンドゥイズムの神格崇拜からの影響などが考えられるだろう。「四天王品」の教説は、正法／非法の業報という仏教の疫病観に、除災経典による疫病の対治という考え方が導入された一例と言える。

キーワード：『チャラカ・サンヒター』、共業、王権